## 戸籍 (除籍) 証明書・附票等

- ●窓口に来られた方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をご提示ください。●代理人が戸籍に関する証明書を請求するときは、委任状が必要です。
- ●「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。●太枠の中を記入してください。

(あて先)本庄市長									
①請求者(窓口に来られた方)					令和	年	月	В	
	※建物・アパート名、	、部屋番号	号も記入して	ください。					
住 所 (Address)									
(Addiess)		電話番号					)		
フリガナ					生年月日	西暦・明			
氏 名					エキカロ (Date of Birth)	大・昭			
(Name) ※法人の場合は、上原	とに会社の担当者の住所・	氏夕 下日	型に会社の所	在地。法人名	・代表者名及び代表者印または社印	平・令の押印が必要でき	<del>†</del>	年	月 日
所在地	XICX HOVE S GOVERN	DVIII 14	文に召出の別	正地 溢入七	TVX B ELIXOT VX B ELIXOT X B ELIX		90		
法人名 代表者名					ED	電話番号		(	)
②どなたの証明が必要ですか									
-L 675	口①と同じ ※本	籍は正確	館に記入し	てください	1				
本籍									
筆頭者	□①と同じ 西暦・明・大 昭・平・令								
(戸籍の先頭に記載されている方)							年	月	$\Box$
氏 名	口①と同じ	西暦・明・大							
		昭・平・令					年	月	$\Box$
		□本人	、口夫	□妻□	□子 □孫 □父 □	母 口祖:	父 □	祖母	
②の方から見て①請求者(窓口に来られた方)は、どのような関係ですかロー 代理人 ※本人又は直系の方からの委任状が必要です。									
11に万成、このみりな関係ですが		口 その他 ※下記の請求理由等を詳しくご記入ください。							
		【請求理由】権利・義務の関係、使用目的、提出先を具体的に記入してください。 口出生から死亡まで ロ ( ) と ( ) の関係がわかるもの							
請求理由等			) t	)15 (	)まで				
③必要な戸	籍の種類								
種類		金額	必要数	職員記入欄	種類		金額	必要数	職員記入欄
	全部(謄本)	450	通	円	届書等情報内容証明書。	• 閲覧	350	通	円
戸籍証明書	個人(抄本)	450	通	円	届出記載事項証明書・関	問覧	350	通	円
	広域交付	450	通	円	(	届)			
	全部(謄本)	750	通	円	受理証明書(	届)	350	通	円
除籍証明書	個人(抄本)	750	通	円	リエの※の証明け	下の※の証明は木人のみ護求可能			
	広域交付	750	通	円	以下の※の証明は本人のみ請求可能。 代理人は委任状が必要になります。				
	全部(謄本)	750	通		※身分証明書		200	通	円
除籍•原戸籍	個人(抄本)	750	通		※独身証明書		200	通	円
	広域交付	750			その他証明(		)	通	円
【公的年金用】戸籍一部事項証明		<u> </u>	13	以下は、同じ内容の戸籍を同	時に取得する	-	<u> </u>	'3	
			通	円			<u>場口に関</u> 400	通	日
◎裏面の記入をお願い致します。			坦	D	電子証明書提供用識別符号(		700	通通	円
			今宛		電子証明書提供用識別符号(電子証明書提供用識別符号(				
種類		000	金額				700 ++> =	通	円
L		200	通	円	以下の証明書は本籍				= 55
□本籍・筆頭者を記載					○個人事項の戸籍証明書	5、陈耤証明	月香、 N	赤耤・原原	コ耤
					〇附票(全部・個人)				

○身分証明書・独身証明書・公的年金用戸籍一部事項証明 (注意) 偽りその他不正な手段により、取得したときは、戸籍法・住民基本台帳法の規定により30万円以下の罰金に処せられまで手数料合計 

 個力 ・ 免許証 ・ 経歴証 ・ パ ・ 住基B ・ 障手帳 ・ 在力 ・ 特永証

 保険証 ・ 年金手 ・ 年金証 ・ 住基A
 社員証 ・ 学生証 ・

事務 職員 瞬員 記入欄 社員証・ 学生証・ 質問用紙 処理欄

## 【公的年金用】戸籍一部事項証明書について

1. 年金の種類 : 該当する口にチェックしてください。

□ 老齢年金請求 □ 死亡一時金請求						
□ 受給者死亡手続き(未支給年金請求)						
*戸籍一部事項証明書は、出生事項と戸籍事項の記載がないため、年金の手続きであっても使用できない場合があります。						
そのため、必ず請求者の方が <u>一部事項証明書</u> でよいかを提出先にご確認いただいた上での発行となります。						
□ 提出先に一部事項証明書でよいことを確認しました。						
2. 確認した提出先 : 該当する口にチェックしてください。						
□ 年金事務所						
口 共済組合(国・地方・私学・農林)						
□ 年金基金(国民・厚生・農業者)						
□ 企業年金						